



# Lascom News

ラスコム・ニュース

2010-2 No. 40

## 地域衛星通信ネットワーク

機構設立20周年記念誌について	2
電波法に基づく地球局の免許手続きについて	3
シリーズJ-ALERT J-ALERT専用小型受信機の導入事例の紹介(第3回) ～水門制御システムとの連携の紹介～	4
当機構理事長、鹿児島県庁を訪問	6
地域衛星通信ネットワーク二世化への 相談について	7
映像情報の発信事例	8

## 公的個人認証サービスセンター

サービス提供時間の延長について	10
鍵ペア生成装置等の取扱いについて	11



J-ALERT導入事例(水門制御システムとの連携の紹介)



**Lascom** 財団法人 自治体衛星通信機構

本誌は、宝くじの普及宣伝事業として作成されたものです。

## 機構設立20周年記念誌について

自治体衛星通信機構は、平成22年2月に設立20周年を迎えます。

これを記念して、ラスコムニュース第40号では、別冊を作成しました。この別冊は、「Lascom20年のあゆみ」と題しまして、機構の歴史や役割等の特集したものと なっています。



### ～主な内容～

- ・ 地域衛星通信ネットワーク20年の歴史
- ・ 過去の主な災害に対するLascomの果たした役割
- ・ 管制業務の紹介
- ほか、地域衛星通信ネットワークに関する情報
- ・ 公的個人認証サービスの歩みと発行件数の推移
- ほか、公的個人認証サービスに関する情報

等が満載です。

また、多くの各関係者からも原稿を寄せていただいております。機構の業務内容についても、理解しやすい構成となっておりますので、ぜひご一読ください。

# 電波法に基づく地球局の免許手続きについて

免許管理課では、各地球局が電波法上有効に運用できるよう、各契約者様のご要望を取りまとめ、総務省（総合通信局）への手続を行っております。

## 平成22年12月1日、地球局の免許が更新されます

地球局の免許期間は、電波法で5年を限度とされており、「再免許」により継続して運用できます。再免許はVSAT、その他一部の局を除き、平成22年12月1日に一斉に行われます。申請期間は同年6月1日～8月31日で、LASCOMが手続を行います。

再免許は、「現状と同一」が基本であるため、次の2点が求められます。

- ①申請書類の記載事項と無線局の実際の状況とが一致していること
- ②何らかの変更が必要な場合は、再免許手続の期間を避けて変更申請等を行うこと

このうち①について、LASCOMでは現在、全地球局の関係書類を照合しています。昨年末、皆様に照会をさせて頂き、お蔭様で申請書類の内容の精度を高めることができました。ご協力ありがとうございました。

## 免許申請で国に納付する手数料はLASCOMが支払います

再免許申請には、電波法関連手数料令に規定する「申請手数料」を国に納付する必要がありますが、これは「地域衛星通信ネットワーク利用契約約款第66条」に基づき、LASCOMが支払います。各契約者様に申請手数料を予算化して頂く必要はありません。

## 定期検査、変更検査の手数料もLASCOMが支払います

電波法では、5年に1回の定期検査が義務付けられており、VSATを除く全ての地球局が定期検査の対象となります。国に納付する検査手数料はLASCOMが支払います。契約者様に検査手数料を予算化して頂く必要はありません。

但し、登録点検事業者により実施する点検の費用は、各契約者様の方でお願い致します。

## 定期検査の「実施月」は希望を出すことができます

各地球局の定期検査の「実施年度」と「実施月」は総務省から指定されますが、実施月については希望を出すことができます。お早目にLASCOMにご連絡下さい。総務省と調整を致します。（総務省の都合でご希望に沿えない場合もあります。）

実施月とは、総務省が検査の結果を判定する月で、登録点検の場合は、点検結果報告書の提出期限が「実施月の前月末日まで」とされています。LASCOMでは総務省への提出前に、登録点検結果の内容を確認する必要があるため、「実施月の2ヵ月前」に点検データがLASCOMに届きますよう、お願い致します。

ご不明な点につきましては、免許管理課 梅谷又は丸山までご連絡下さい。

第1世代衛星電話：048-300-100  
第2世代衛星電話：048-302-100  
NTT電話：03-3434-0253  
Mail：menkyo@lascom.or.jp

## J-ALERT 専用小型受信機の導入事例の紹介 (第3回)



機構では、J-ALERT専用小型受信機を先駆的に導入した団体等の導入事例を紹介し、今後導入を検討している団体等の参考にしていただければ、と考え、今回でこのシリーズも第3回目となりました。

導入事例の第1回目(ラスコムニュース第38号)は、三重県南牟婁郡御浜町を取り上げ、**町内の公立の教育施設全てにいち早くJ-ALERT専用小型受信機を導入し**、館内放送で児童・生徒・教職員に緊急情報を伝えることができたようにしたケースを取り上げたところです。

第2回目(同第39号)は、**県立病院、文化施設、教育施設等、県内30箇所**の施設に広域的に導入した鳥取県の導入事例を紹介しました。

そして今回は、水門制御システムとJ-ALERTを連携させて、津波被害から住民を守る取り組みの例を、北海道函館土木現業所の導入事例を通して紹介いたします。早速ですが、北海道函館土木現業所でお話を伺いました。

●突然ですが、北海道の道南地区での津波対策と聞くと、平成5年7月12日に発生した「北海道南西沖地震」での津波の被害が思い出されま  
す。あのときは、奥尻島や現在のせたな町などで、多数の死傷者、行方不明者を出したのです  
ね。あらためて、心よりご冥福をお祈りいた  
します。

あのときの地震では、死者201名、行方不明者28名(うち、奥尻島の被害: 死者172名、行方不明26名、せたな町(北檜山町、瀬棚町、大成町が合併): 死者20名、行方不明1名。)という多くの被害が出ました。そのうち、津波による被害が、

大部分を占めたことは、ご存じかと思われます。

津波は最大数十メートルの高さに達したところもあり、人命だけではなく、家屋や船舶など多くの被害をもたらしたのですが、もうひとつ、「津波の河川遡上」という現象により、津波が河川を伝って進入し、内陸部においても被害をもたらすということも発生しました。津波は河川を何kmも遡上し、場所によっては数十メートルの高さに上ったともいわれています。

●津波による被害が、津波が川をさかのぼることによって拡大するということが驚きですね。そうした津波による被害を最小限に防ぐために、津波水門の制御システムをJ-ALERTと連携するという事になったのですか。どちらの水門に設置しているのでしょうか。

まず、奥尻島では青苗川と赤石川の防潮水門を制御する「奥尻消防署」にJ-ALERTを設置しています。対岸のせたな町の瀬棚本町地区では馬場川の防潮水門を制御している「せたな消防署瀬棚支署」に、大成区では平田内川と上古丹川の防潮水門を制御している「せたな消防署大成支署」にそれぞれJ-ALERTを設置し、防潮水門をJ-ALERTの接点機能を活用して制御しています。函館土木現業所管内ではこの3箇所のJ-ALERTが水門の制御のために設置されています。

★函館土木現業所管内  
★小樽土木現業所管内



J-ALERTの設置箇所

- 小樽土木現業所管内のJ-ALERTもあわせると、全部で4箇所になりますね。具体的には、どのように運用されているのでしょうか。

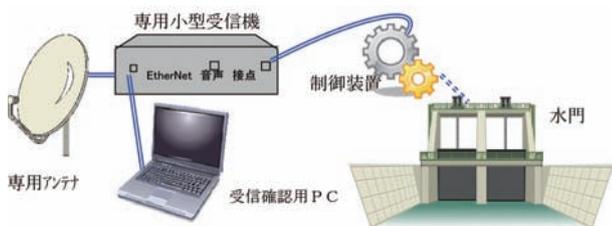
例えば、瀬棚本町の馬場川防潮水門の場合、大津波警報、津波警報又は津波注意報が気象庁から発表された場合に、J-ALERTの機能により、自動で門扉が全閉し、万が一津波が発生したとしても、その侵入を防ぐようにしています。

日常の管理としては、普段は、防潮水門及び付属する施設の操作等を、せたな町と奥尻町に委託しているため、J-ALERTを設置しているせたな消防署職員及び奥尻消防署職員が通常時の目視点検等を行っています。



- しかし、水門が自動的に閉鎖するというのは、津波の対策としては心強いです。水門付近で万が一、人が何らかの作業中だったりしたときには危険だと思うのですが、そういう場合はどうするのですか。

各防潮水門には、監視カメラ、サイレン及びスピーカーが設置されており、監視カメラは、各消防署及び函館土木現業所の出先機関に配信されているため、常時監視しています。そうした体制に加え、緊急時に、水門を自動閉鎖する場合は、水門に付属しているサイレン及びスピーカー等を用い、付近に警告することもできるようになっているのです。



水門制御の接続イメージ図

- なるほど。職員が常駐する消防署を活用することによって、うまく補っているんですね。

- 世界的に見れば、スマトラ沖地震、サモア沖地震等、近年も大きな津波被害が続いています。日本、とくにこの地域は津波対策の先進地区ともいわれていますので、こうした技術も参考にしていって頂けるといいですね。ところで、最後になりますが、津波被害から身を守るために重要なことは何でしょうか。

震度やマグニチュードの規模だけでは津波の強さは判断できなく、また発生するまでの時間もその都度違うため、確かな情報を基に行動することが重要と考えます。また、通常の情報伝達訓練や避難訓練なども重要と考えます。

- そうですね。どんなに立派な施設や設備があっても、「正確な情報」や「日頃の訓練」というものが伴わなければ、被害を抑えることはできませんね。今日は、どうもありがとうございました。
- 津波などを想定した水門制御のシステムについては、北海道以外にも和歌山県でも導入されています。J-ALERT専用小型受信機には、接点という、接続した機器のonとoffをコントロールする端子が8系統も付いているため、このように大型のシステムの制御も可能となっています。このようにJ-ALERT専用小型受信機は、防災行政無線につなげるという活用以外にも幅広い活用が可能な機器です。引き続き、機構では、J-ALERTの導入事例を紹介して参ります。機構のホームページにも過去に紹介した事例も含めて掲載していきますので、各自治体に適した導入計画の参考にさせていただければと考えております。J-ALERTの普及推進にご協力いただきますようお願いいたします。

### 馬場川河口の防潮水門



平成5年の北海道南西沖地震による津波は、河川を伝って内陸部にまで大きな被害を引き起こしたことから、建設された。津波の発生が予測された場合、ゲートを閉鎖して、被害の軽減を図る。

奥尻島内をはじめ、被害地域の多くの河川に設置されている。

[アクセス]

せたな町瀬棚区

瀬棚総合支所から徒歩7分



## 当機構理事長、鹿児島県庁を訪問

平成21年10月28日、当機構の荒木慶司理事長は、鹿児島県庁を訪問し、伊藤祐一郎知事、六反省一企画部長及び中西茂危機管理局長と面会し、地域衛星通信ネットワークや危機管理における情報通信のあり方と、公的個人認証システムサービスなどについて意見交換を行いました。



伊藤知事（左）と荒木理事長（右）

鹿児島県は、観光資源としても有名な桜島を抱えています。頻りに繰り返される噴火活動と、それに起因する土石流の対応など、年間を通して災害対応に苦しめられていることも事実です。また、台風の進路上にあたることも多く、風水害への対応、さらには、県の総面積の27%を占める多



くの離島により、災害時の通信連絡体制などには、ひときわ神経を使われています。

一方、離島を多く抱えるがゆえ、電子申請等の需要も高く、導入時における高い効果も期待できるなど、その独特の地域性を持つ県となっています。

知事室において、荒木理事長より当機構のネットワーク（地域衛星通信ネットワーク）と公的個人認証サービスについて説明を行い、ネットワークやサービスの重要性、今後のネットワークやサービスのあり方や更新（二世代化）の必要性や更新によるメリット等について、話し合いました。

また、公的個人認証サービスについては、六反省一企画部長と意見を交わしました。（写真右）



一方、県の防災対策を担う危機管理局の中西茂危機管理局長から、現在の鹿児島県の防災通信ネットワーク全般の構成や今後の更新計画の概要



等について説明を受けました。（写真左）

県財政が逼迫している中、いかに機能や質の低下は起こさずに、効率的にネットワークやサービスを維持していくか、これは、鹿児島県だけではなく、全国の自治体が共通に抱えている課題だと思われませんが、当機構では、そうした課題に対しての自治体からの相談に前向きに対応していきたいと考えております。

今回は、鹿児島県庁を訪問し、主に地域衛星通

信ネットワークの二世代化への更新のメリットについて、直接知事と意見交換をする機会が実現しましたが、今後もこの企画は継続し、地域衛星通信ネットワーク全般についての忌憚のないご意見をお伺いしたいと思っております。

#### 【鹿児島県のプロフィール】

鹿児島県は日本本土最南端にあり、総面積9,187平方キロメートル、薩摩半島と大隅半島の二つの半島と多数の離島を有した18市23町4村です。桜島を代表とする火山や温泉、屋久島などの島々、近代史には欠かせない歴史・文化をもち、定期国際航空路や九州新幹線ですますアクセスも便利になっています。

## 地域衛星通信ネットワークの二世代化への相談について

自治体衛星通信機構の地域衛星通信ネットワークは、平成15年度に第二世代システムが完成し、まもなく7年目を迎えようとしております。その間、各都道府県においても二世代化は徐々に進展し、全地球局数のうち、808局（約20%）が二世代化への更新を済ませています（平成21年9月30日時点）。

一方、本来更新すべき時期に来ているにもかかわらず、厳しい財政状況などもあり、なかなか更新できない自治体が多いのも現状です。また、二世代化へのメリットが見えにくいということも、更新が進まない理由かと思われます。

当機構では、地域衛星通信ネットワークを通して、国や地方自治体における防災情報や行政情報の伝送を行うネットワークを提供しています。

また、地域衛星通信ネットワークは、防災行政無線として「都道府県防災行政無線」や「消防防災無線」の地上系回線のバックアップ手段としても活用いただいています。

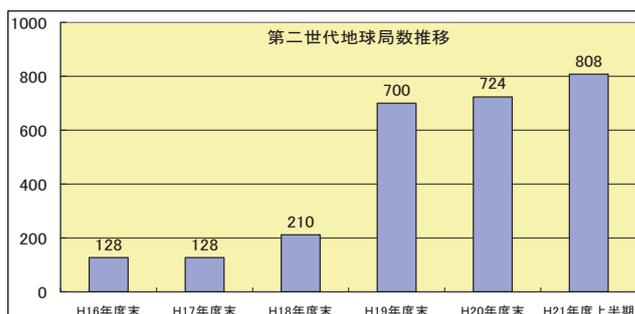
今般、鹿児島県庁を訪問するにあたり、ひろく情報通信のあり方や活用について幅広いご意見をお聞きするにつけ、災害時だけでなく平常時における通信に対しても無駄のない効率的な通信手段としての基盤整備や利活用整備が必要と望まれていることをお聞きすることができました。

第二世代システムの地域衛星通信ネットワーク

では、音声での個別通信としての衛星電話やファクシミリをはじめ、映像サービス、通信ネットワークによるIPデータ通信の基盤を最大限に活用いただけるようにするため、二世代化に向けた最適システムへの移行を自治体の皆様とともに考え、ともに解決できるよう、相談いただける機会を積極的に設ける等、顔の見える取り組みを行ってまいります。

また、当機構としては、平時から地域衛星通信ネットワークを運用することで災害などの緊急時に迷うことなく利用できることが、有事に備えることに繋がるとの思いから、平常時も有効なテレビ会議や会議中継等の映像サービスの拡充やインターネットの技術であるIP通信ネットワークの高度利用を皆様とともに作り上げていきたいと考えております。

今後とも地域衛星通信ネットワークに対する要望や希望するサービス内容等々、様々な利活用に対するご意見をお聞かせ下さい。



## 映像情報の発信事例

### 第28回消防殉職者慰霊祭 (総務省消防庁)

平成21年9月10日に日本消防会館ニッショーホールにて開催された、慰霊祭の様態を放映しました。



### 「住民基本台帳法」の一部改正に伴う担当者説明会 (総務省)

平成21年10月7日に総務省地下講堂で開催された同会議の様態を生中継で放映しました。



### 「定住自立圏」全国市町村長サミット in 島根 (総務省)

平成21年10月14日に島根県のくびきメッセで開催された同サミットの様態を放映しました。



### 第19回全国女性消防操法大会 (財)日本消防協会)

平成21年10月22日に横浜市消防訓練センター・日本消防協会中央消防訓練場にて開催された、同大会の様態を放映しました。



### 全国知事会議 (全国知事会)

平成21年10月9日及び11月25日に都道府県会館で、開催された同会議の様態を生中継で放映しました。



### 地方分権推進全国会議 (全国知事会)

平成21年11月17日に東京国際フォーラムにて開催された同会議の様態を生中継で放映しました。



### 第9回都道府県議会議員研究交流大会 (全国都道府県議会議長会)

平成21年11月13日に都市センターホテルで開催された同会議における基調講演の様態と、その後に開かれた5つの分科会の様態を全て放映しました。



### 第4回全国市議会議長会研究フォーラム (全国市議会議長会)

平成21年10月21日～22日に金沢市の金沢歌劇座ホールで開催された同研究フォーラムの様態を、パネルディスカッション及び課題討議の様態を中心に放映しました。



### 第13回危険物業務従事者叙勲伝達式 平成21年秋の叙勲(消防関係)叙勲伝達式 (総務省消防庁)

平成21年11月6日に日比谷公会堂で、11日に日本消防会館ニッショーホールにて開催されたこれらの叙勲伝達式の様態を放映しました。



## 地方自治体による映像発信事例

### 県による県出先機関、市町村、消防・保健部局向けの会議映像の伝送 (山形県・鳥取県)

ラスコムニュース第39号でも紹介した、「県主催の会議映像を、出先機関や市町村へ伝送する」という形での利用がありました。(県内機関のみ伝送をするスクランブル機能も活用)



## 地域映像情報の発信 (北海道札幌市)

札幌の秋。北海道・札幌の食をテーマとした、「さっぽろオータムフェスト2009」及び関連事業等についてのPRビデオを札幌市より放映しました。



## 防災の日に関連する総合 防災訓練、緊急消防援助 隊合同訓練、原子力 防災訓練等の各種防災 訓練

(各都道府県、市町村)

防災の日をはさむ防災週間を中心に、各都道府県や市町村で総合防災訓練が開催され、その映像が訓練の一環として送信されました。また、緊急消防援助隊の地域ブロック合同訓練の様相や各種の防災訓練の様相も、伝送されました。



### 機構からのお知らせ

#### デジタル映像チャンネル(5チャンネル) の運用方針について(再確認)

平成20年4月1日より、機構の映像伝送サービスがデジタル化され、チャンネル数が5チャンネルに増えているところですが、その運用方針については、次のようになっていますので、ご確認ください。

- 1 CH 機構の使用チャンネル
- 2 CH 自治体等の使用チャンネル
- 3 CH 自治体等の使用チャンネル  
(車載局及び可般局優先)
- 4 CH 自治体等・機構併用チャンネル
- 5 CH 通常時予備

「機構の使用チャンネル」とは、当機構より送信するチャンネルであり、「自治体等の使用チャンネル」とは、機構以外の契約者の使用するチャンネルです。ただし、既に該当チャンネルが予約で埋まっている場合には、上記のルールに拘らずに空いているチャンネルで調整することになりますので、ご相談ください。

なお、「防災の日の前後の1週間」や「御用納め及び御用始め」など、映像の利用予約が集中する場合や、災害発生時においては、上記と異なる運用を実施することもありますのであらかじめご了承ください。(災害映像伝送は最優先で運用されております。)

## 施策の紹介

### 定額給付金解説シリーズ (第10～11回)

(総務省地域情報政策室)

機構のネットワークの特性を利用し、昨年から定期的に放映されている本シリーズも11回を数えました。市町村による事務処理の円滑な執行に資することとなりました。



### 機構のホームページへのリンク用バナー を用意いたしました。

機構のホームページにリンクを設定する際の、バナーを用意いたしました。



(こちらは200×60サイズです。)

他にも、150×50サイズ、468×60サイズも用意してありますので、機構ホームページの、トップページ→リンク集よりご確認ください。

### 簡易に構築可能なネットワークの構成と展開 に関する調査研究会の立ち上げについて

東京経済大学の吉井博明教授を座長に迎えて、「簡易に構築可能なネットワークの構成と展開に関する調査研究会」を立ち上げました。この調査研究会では、

- ①第一世代の更新方策
- ②低廉なシステム
- ③効果的なアプリケーション

を研究テーマに取り上げ、最近の技術を活用し、具体的な実現性及び更新の方策を策定することを目標としております。

第一回会合は、12月17日に開催し、平成23年3月までの予定で進められます。

なお、この調査研究会の詳細につきましては、翌年度のラスコムニュースにおいて紹介する予定です。

### 自治体衛星通信機構人事異動

退任 平成21年11月10日付

情報企画課

調査役

松木 義明

# サービス提供時間の延長について

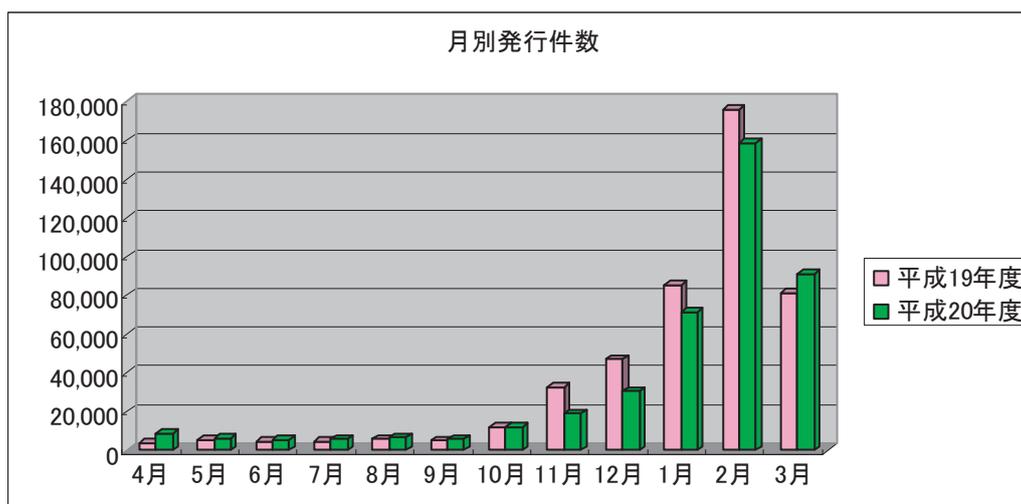
## 1 e-Tax制度

平成21年分の所得税の確定申告を、納税者本人の電子証明書を利用して、平成22年1月18日から3月15日までの期間にe-Tax（国税電子申告・納税システム）で行った場合、所得税額から最高で5,000円の税額控除を受けることができます。この税額控除は、源泉徴収を受け、確定申告の必要のないサラリーマンの方でも同様に適用されます。

なお、平成19年分又は20年分の確定申告でこの税額控除をすでに受けた方には適用されません。

## 2 e-Tax 期間の発行件数

e-Taxがはじまった平成19年度と20年度の発行件数実績は以下のとおり、e-Tax期間をはさんで大きく伸びております。



## 3 公的個人認証サービス提供時間の延長

今年度も、e-Tax実施期間の公的個人認証サービス発行件数が大きく伸びると予測されます。このため、公的個人認証サービスセンターでは、電子証明書の取得を希望される利用者の利便性の向上と、市区町村窓口での発行事務の円滑化を図るため、昨年度に引き続き、公的個人認証サービスの提供時間を以下のとおり延長します。

- ◇ サービス延長の期間 平成22年1月4日（月）～3月15日（月）
- ◇ サービス提供の時間 平日 8：30～19：00  
(実延長時間 17：00～19：00)

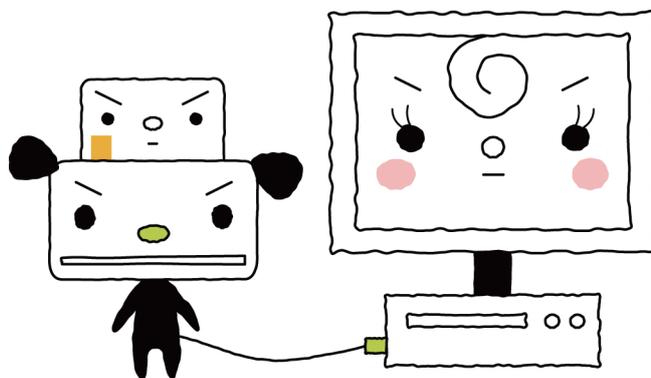
なお、サービスの提供時間は、市区町村の取り扱いにより異なることがありますのでご注意ください。

## 鍵ペア生成装置等の取扱いについて

現行鍵ペア生成装置の保守期限が平成22年3月に到来することから、次期鍵ペア生成装置等の配備についてはラスコムニュース39号「鍵ペア生成装置等の取扱いについて」でお知らせしたところですが、状況の変化により、国の平成21年度補正予算における配備は行えないこととなりました。

このため、次期鍵ペア生成装置等の導入については各市区町村にて整備をしていただくこととなります。

なお、現行鍵ペア生成装置につきましては、製造を行っている2社と公的個人認証サービス都道府県協議会事務局とで、保守期限等の再延長の協議を行っており、詳細が決定しましたらお知らせいたします。



### 新システム稼動開始

平成21年4月から着手しておりました公的個人認証サービスのセンターシステム（電子証明書の発行・失効機能、事務支援システム、有効性の確認・失効情報のサービス提供、官職証明書サービス提供等）の更改については、年末年始期間を利用してシステムの入替え作業が完了し、1月4日から計画通り新システムで運用を開始しております。

この間、市区町村の担当者様には、新窓口端末アプリケーションソフトウェアのインストール作業、センターシステムとの事前疎通確認作業とご協力をいただき誠にありがとうございました。

新システムは、主要部分のシステムの二重化を図り、以前にも増して安定性が高まりました。運用面においても、自動化を進め、運用員による作業ミス等の低減を目指しております。

当センターとしましては、公的個人認証サービスシステムの安定運用に努めてまいりますので、今後とも御協力よろしく申し上げます。